

## IV 保安林の指定解除要件

### 1 解除の法律上の位置付け

保安林については、指定理由が消滅した場合（法第26条第1項）や公益上の理由により必要が生じた場合（同条第2項）に、その全部又は一部を解除することとなります。

転用に係る保安林の指定解除は、転用しようとする森林について、保安林としての機能を発揮させる公益上の必要性と、保安林としての利用をやめて他に転用させることによる必要性を比較検量し、転用による必要性の方が大きいと判断される場合に行うものです。

## 保安林の指定解除事務等 マニュアル (風力編)

### ● 法 (解除)

第26条 農林水産大臣は、保安林（民有林にあっては、第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、重要流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

### 2 解除要件等の概要

#### (1) 解除要件等の構成

保安林の指定解除においては、個別事業の実施の可否を判断するのみではなく、保安林の指定目的のために森林を利用することをやめることについての是非を判断することとなります。そのため、解除要件等は、土地の利用目的の変更の適否に係る状況整理や、解除により損なわれる森林の機能を確保する具体的な取組等により構成されています。

令和3年9月  
林野庁治山課

(参考：解除要件等の大別)

級地区分	治山事業施行地等災害の危険性等から保安林の指定解除を避けるべき区域の提示
土地の選定等 用地事情等	保安林に指定した土地の公的利用目的を変更する理由の整理 適地選定
面積	保安林の指定目的達成のための森林の確保
実現性等	事業計画 土地の公的利用目的の変更に関する事業の根柢の整理 土地の権利 他法令の許認可 信用・資力・技術 保安林に指定した土地の公的利用目的の変更に対する地域の合意形成の状況の整理 利害関係者の意見 機能の代替等 代替施設の設置等
	保安林の指定解除により損なわれる森林の機能を確保するための防災施設や残置森林の設置等の実施

注：この表は、通知にある解除要件を分かりやすく整理するために大括りしたものであり、実際の解除要件は通知及び次項を確認してください。

(2) 個別の解除要件等の概要

① 級地区分

森林の機能発揮の観点から、森林が崩壊する危険性の除去、森林の荒廃を防止する治山施設の維持管理、保安林による保全対象との関係性等を考慮し、保安林を第1級地と第2級地に区分します。第1級地については、原則として解除は行わないものとし、第2級地については、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障がないと認められる場合に限り解除を行うものとします。

(留意事項)

- A) 治山事業による、施設の施行地や森林整備の実施箇所については、国土保全等のため重要な箇所であることから、事業から一定期間を経過し、かつ、施設の効用が確実に果たせるまでは転用しないこととします。なお、施設の

● 転解要領

第2 解除の取扱い

1 番查に当たつての級地区分

(1) 第1級地

次のいずれかに該当する保安林とする。

- ア 法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行地（これに相当する事業の施行地を含む。）であるもの（事業施行後10年（保安林整備事業、防災林造成事業等により森林の整備を実施した区域にあつては事業施行後20年（法第39条の7第1項の規定により保安施設事業を実施した森林にあつては事業施行後30年））を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。）
- イ 傾斜度が25度以上のもの（25度以上の部分が局的に含まれている場合を除く。）その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの
- ウ 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接して所在する保安林であつて、当該施設等の保全又はその機能の維持に直接重大な関係があるものの
- エ 海岸に近接して所在するものであつて、林帶の幅が150メートル未満（本州の日本海側及び北海道の沿岸にあつては250メートル未満）であるものの
- オ 保安林の指定解除に伴い残置し又は造成することとされたもの

(2) 第2級地

解除の方針

第1級地については、「公益上の理由」による解除のうち、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障がないと認められるものを除き、原則として解除は行わないものとする。

第2級地については、地域における保安林の配備状況等及び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障がないと認められる場合に限って転用に係る解除を行いうるものとする。

施行地とは、構造物及びそれと一体的に効用を発揮する箇所を含めたものとします（例：治山ダムではダムと堆砂壠となるなど）。

B) 傾斜度の測定方法については、転用する区域（保安林として指定された地番等の区域ではありません）の転用前の地形を対象として、規模や配置、形状に応じて検討する必要があり、例えば次のとおりです。

- 転用する規模が数ヘクタールに及ぶ場合は、治山事業の山地災害危険地区のうち山腹崩壊危険地区的傾斜の測定方法（100メートル四方のメッシュに区切った測定）を参考とした手法その他GISを活用した広域での測定手法等を用いる。
- 上記以外の場合（転用する区域が小規模で点在する場合を含む）は、個々の転用する区域の同一斜面において標高が最も高い箇所と最も低い箇所を等高線と直交するようないい直線の角度（崖地等局所的に傾斜が変わる部分は除く）とし、斜面の形状が複数ある場合はそれぞれの斜面で測定する。

C) 「地形、地質等からして崩壊しやすいもの」とは、傾斜が25度に満たない場合であっても、崩壊跡地や陥没地等の災害履歴からみて崩壊の危険性が高いものを指します。

D) 「重要な施設等に近接して所在する保安林であって～（中略）～直接重大な関係があるもの」とは、保全対象への土砂流出等を防ぐため、保全対象から一定程度の距離の範囲内にある保安林を指します。その距離は、地形、地質等や過去の災害履歴を考慮した上で、斜面地の保安林にあっては保安林が指定されている斜面の高さの2倍以内（50メートル以上となる場合にはあつては50メートル）、斜面地以外の保安林（防風保安林等）にあつては50メートルを目安とします。

E) 公益上の理由による解除のうち、「転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障がないと認められるもの」とは、例えば崩壊を防ぐ防災施設等が確實に設置されるものとなります。

F) 転用しようとする区域が第1級地に該当するかどうかの判断に当たっては、現地調査等が必要ですが、保安林の配置や傾斜、保全対象等との関係については国土交通省が公表している「国土数値情報」や「LUCKY」（土地利用調整総合支援ネットワークシステム）のデータで概ね確認できます。治山事業施行地の情報については、その入手方法と都道府県や森林管理局の連絡先の一覧を整理し、これらを一元的に閲覧できる「保安林ポータル」を林野庁ホームページ上に開設しました。

⑥ 第2級地における転用に係る解除については、用地事情や代替施設の設

置等の解除要件を満たした上で、やむを得ざる事情があるると認められ、かつ、指定目的の達成に支障がないと認められています。

② 用地事情等

合理的な土地利用の観点から保安林の指定目的と転用に係る事業の目的を比較衡量するため、転用目的に係る事業の公的土地区画における位置付けと、他に転用に適した箇所を求めることができない、又は著しく困難であることを明らかにすることとします。

● 転解要領

第2 解除の取扱い

3 解除の要件

保安林の転用に係る保安林の指定解除については、次の要件を備えなければならない。

(1) 「指定理由の消滅」による解除  
ア 用地事情等  
保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。

（留意事項）

<公的土地区画に即したもの>

A) 転用に係る事業の具体的な位置又はゾーニングが、公的土地区画に示されていることが最適です。  
公的土地区画に事業の具体的な位置の記載はないものの、定性的に当該事業を推進する記述がある場合には、当該計画を添付することと併せて、当該計画の策定者によって事業予定箇所が計画に沿うものであることを証する書類を添付することをもって可とします。

B) 都道府県や市町村が候補箇所を公表し、公募事業として実施するものについては、事業者が公募事業に選定されたことと併せて当該公募事業の根拠となる公的土地区画を添付することをもって可とします。

<他に適地が求められないこと>

- A) 根拠とした公的土地区画整理事業の策定者が管轄する行政区域内で、事業目的に合致する適地を他に求めることを整理することとします。
- 例えば、県が策定した計画であれば県を、市町村が策定した計画であれば市町村を単位とし、その行政区域内で、個々の事業に応じた適地を絞り込む条件と、その調査結果を整理します。

#### ◆ 風力発電における用地事業等の整理

- 風力発電の根拠とした公的土地区画整理事業の策定者が管轄する行政区域（例：○市土地利用基本計画：○市の区域）内で、風力発電設備の設置に適した風況の調査や道路等の施工条件、接続系統、住民環境（騒音、電波障害等）等の適地を絞り込む条件とその調査結果を整理します。
- 適地の説明による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生エネ特措法」といいます。）の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」第2章－第1節－1や、「風力発電導入ガイドブック（第9版）」（NEDO作成）4.2.1立地調査等にある、一定期間の風況調査や環境調査等により一定範囲に箇所を絞った上で、施工が可能なインフラ条件（道路や接続系統）により箇所を決定した説明事例があります。

#### ◆ 地方公共団体の公募事業として風力発電を実施する場合

- 公募した地方公共団体が策定する公的土地区画整理事業に公募事業にかかる具体的な位置付けがある場合、それを整理することにより公的土地区画整理事業に即したものとします。
- 公募した地方公共団体が策定する公的土地区画整理事業に公募事業にかかる具体的な位置付けがなく、定性的な記述のみがある場合は、定性的な記述とともに、公募事業が公的土地区画整理事業に即している旨を地方公共団体が証する資料を併せて整理することで、公的土地区画整理事業に即したものとします。
- 上記の2つのパターンに加えて、具体的に整備する箇所が風況や施工条件等から適地として絞り込んだ理由についても整理します。

#### ◆ 農山漁村再エネ法や温対法の認定（注）を受けた風力発電の場合

- 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電

の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下「農山漁村再エネ法」といいます。）や地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」といいます。）に基づき市町村が再エネの導入を促進する区域として設定した箇所で、設備整備計画等が認定されている場合は、その計画に基づくことをもって公的土地区画整理事業に即したものとします。

- 適地の絞り込みについては、具体的に整備する箇所の風況や施工条件等により整理します。

（注：後述の「VII 他法令を活用した地域での合意形成の枠組み」を参照）

#### ③ 面積

- 転解要領
- イ 面積  
保育林の転用に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。  
(7) 法令等により基準が定められている場合には、当該基準に照らし適正であること。
- (4) 大規模、かつ、長期にわたる事業等のための転用に係る解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最低限度のものであること。

#### （留意事項）

- A) 面積については、関係法令や技術基準等がある場合は、それに基づく構造を整備するために必要な面積とします。
- B) 周辺部に設備を管理するための余幅を設ける場合には、当該事業として必要な幅を加えた面積とし、余幅を設定した根拠を整理することとします。
- C) 他の法令の許認可を得たために必要な余幅の目安がある場合は、その目安を示すことをもって替えることができます。

これができます。

- ④ 実現可能性  
転用に係る事業及び転用により損なわれる森林の機能を代替する施設の整備が確実に実施できることを担保するため、具体的な事業計画と計画を裏付ける資金計画等を確認することとします。

#### ●転解要領

##### ウ 実現の確実性

次の事項の全てに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であることを。

- (7) 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。
- (1) 事業等を実施するもの（以下「事業者」という。）が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- (り) 事業者が事業等を行っため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- (イ) 及び(り)の土地の利用、又は事業等について、法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか、又はなされることが確実であること。
- (オ) 事業者に当該事業等を遂行するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

##### （留意事項）

- A) (ア) 事業計画  
設計書や施工計画等により確認します。発電事業については発電先の電気事業者に加え、FIT認定を受けている場合はその証明も確認します（オの書類を一部兼用できます）。
- B) (イ) 及び (ウ) 土地の権利  
事業箇所に係る土地について、所有権その他使用収益する権利を得ていることを確認します（権利取得の協議中の場合は、その状況について確認します）。
- C) (エ) 他法令の許認可  
解除申請時に他法令の許認可が得られていること又は審査が進んでいることを確認します。

解除申請時に許認可が得られている場合にあっては許可書の写し、許認可が得られない場合であって、手続中のときには申請年月日等、手続を行っていないときには申請予定期限等を整理した資料を提出した上で、保安林の指定解除の予定期間までに審査の進捗状況を確認できる書類を改めて提出するなど、並行審査を進める観点から関係法令の審査とも連動して解除申請手続を進めます（IV 他法令との並行審査等）を参考）。

##### D) (オ) 信用、資力、技術

信用については、法人の登記内容と取引先を確認します。  
資力については、申請時に事業資金の確保ができることを金融機関の営業高証明書や補助金等の交付決定通知等により確認します。

一方、近年、事業の実施形態の変化により資金調達方法も多様化し、事業実施に係る許認可等が得られた段階で実際の資金調達を行う、いわゆるプロジェクトファイナンスの事例が見られます。このような場合には、金融機関等が事業に融資・出資（以下「融資等」といいます。）をする意向と融資等を決定する時期を書面で確認するなど、実態に応じた運用とします。  
技術については、施工予定事業者（又は施工管理会社）の建設業法の登録状況や施工又は管理の実績等により確認します。自社で施工管理を行う場合は、自社での施工管理の実績を確認します。

◆ 風力発電に係る信用を証する書類  
発電事業については、発電先の電気事業者やFIT認定を受けている場合はその証明を確認します。

##### （留意事項）

A) (ア) 事業計画  
風力発電のために個別の会社を設立し事業を行う場合

風力発電については、個々の地域のプロジェクト別に会社を設立し事業を行う事例があり、このような会社では事業開始時に事業資金を調達するため、保安林の指定解除申請時には、会社としての十分な資力を有していない場合があります。

このような場合には、金融機関や出資企業が当該プロジェクトに対して融資等の意向があることを証する書類や、具体的な融資等の時期（具体的な時期の目安を明示することが困難な場合は、「保安林の指定解除の予定期間がなされた時期」の目安となる定性的な記載でも結構です）を示した資料を提出することとします。

- ⑤ 利害関係者の意見  
保安林の指定解除について市町村長及び解除に係る直接の利害関係者の同意を得ていること又は得ることができます。  
なお、保安林の指定解除に当たっては、「I-3 意見の聽取及び解除の予定・確定の告示」に記載したように、地方公共団体の長及び直接の利害関係者の意見を聽取する期間があり、解除申請時に事前確認することは、保安林の指定解除を円滑に進めることがあります。

● 転解要領  
工 利害関係者の意見  
転用の目的を実現するため保安林を解除することについて、当該保安林の指定解除に利害関係を有する市町村の長の同意及びその解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ているか又は得ることができると認められるものであることを。

● 法  
(指定又は解除の申請)  
第27条 保安林の指定若しくは解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその指定若しくは解除に直接の利害関係を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、森林を保安林として指定すべき旨又は保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林水産大臣又は都道府県知事に申請することができる。

(意見書の提出)

第32条 第27条第1項に規定する者は、第30条又は第30条の2第1項の告示があつた場合においてその告示の内容に異議があるときは、農林水産省令で定める手続に従い、第30条の告示にあつては都道府県知事を経由して農林水産大臣に、第30条の2第1項の告示にあつては都道府県知事に、意見書を提出することができる。この場合には、その告示の日から30日以内に意見書を都道府県知事に差し出さなければならない。

- 基本通知  
第2 保安林の解除について  
3 解除の手続

(1) 法第27条第1項に規定する保安林の解除に直接の利害関係を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。  
ア 保安林の解除に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹若しくは土地の使用又は収益をする者  
イ 保安林の解除により直接利益を受ける又は現に受けている利益を直接受けられ、若しくは害されるおそれがある者

(留意事項)

- A) 直接の利害関係者とは、アの森林所有者等解除する森林に権原を有する者と、イの解除により影響を受ける区域内に財産等を有する者を指します。  
B) アについては、転用に必要な森林の所有権、地上権、賃借権等の権原を取得している者となります(既に事業地を買収している場合は開発者本人が該当します)。  
C) イについては、保安林種毎にその考え方を直利通知で示していますので参考してください。  
● 例えば、水源かん養保安林では洪水の防止と用水の確保の観点から区域を特定することとなります。  
○ 洪水の防止に係る区域の特定については、開発行為の前後で流出係数の増加率が1パーセント程度となる集水区域内を目安として、過去の災害の発生状況や地形を踏まえ検討することとなります。  
○ 用水の確保に係る区域の特定については、開発行為により用水の確保の観点から影響が予想される範囲とします。この場合、保安林の指定解除の申請がなされた森林の面積の当該森林の属する集水区域内の森林面積に対する割合が2%程度となる集水区域における当該森林の下流域(その範囲に取水施設を有する者)を目安とします。  
イに該当する者の実際の特定に当たっては、直利通知や上記を基本的な考え方としつつ、現地の実態を踏まえながら対応することとなります。  
D) 直接の利害関係者の範囲は、解除する区域を含む保安林全体の効果及び範囲ではなく、解除する区域における保安林の効果が及ぶ範囲のみを対象としており、現地に即して解除が及ぼす影響を整理する必要があります。  
E) 同意の取得を必要とする市町村の長については、ア及びイに該当する者が所在する市町村の長であり、これらの者が2以上の市町村に及ぶ場合には、各市町村の長の同意が必要となります。  
F) 解除に直接の利害関係を有する者の同意については、その全ての者について同意を取得することが原則ですが、「I-3 意見の聽取及び解除

の予定・確定告示」とおり、予定告示後に意見書を提出する機会が法第32条第1項に定められていることを踏まえ、対象者が多数に及び申請書類の作成に要する期間に与える影響が大きい場合には、ア及びイの者を含む地区で説明会を開催し、地区を代表する区長の同意を得ることで替えることでも可能としています。

6) 森林の所有形態については歴史的な経緯もあり、個人所有のほか、複数名の共有となっているもの（以下「共有林」といいます。）も多く見られます。この共有林が直接の利害関係者の区域に入る場合、同意を取得する対象者については、共有の形態によることがあります。

例えば、1筆について持分のみを複数名で記名共有している場合は、その共有者全てが同意取得の対象となります。地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく財産区や認可地縁団体の所有となるいる場合や森林組合法に基づく生産森林組合に持分を出資している場合は、個人ではなく財産区や認可地縁団体、生産森林組合等が同意取得の対象となり、その団体等が同意するか否かについては、団体等の内部で定める手続により決議をした結果によることがあります。

H) 所有者が不明な場合については、法に基づく通知等に当たって所有者不明な場合には掲示によることができる旨が法第189条に規定されていることを踏まえ、申請時ににおいても同意を取得する対象から外してよいものとします。

#### ◆ 風力発電設備の設置に係る利害関係者

風力発電設備は尾根筋に設置されることが多く、設置場所により直接の利害関係者の範囲に影響があります。例えば、  
○ 尾根上であれば、影響範囲は尾根を挟んだ両側の斜面となる。  
○ 設置箇所を含む流域により、下流域の保全対象が特定される。  
○ 斜面や流域年の改変面積により、個々の流出係数の変化量が決まる。ということがあります。

また、風力発電設備の整備に係る1件の解除申請には複数の風車ヤードがあり、解除申請単位とともに、ヤード毎に利害関係者の範囲に係る図面と計算過程を整理することが必要です。  
なお、保安林の指定解除手続では法律上、直接の利害関係者の特定が不可欠であり、そのためには詳細な設置箇所や面積が申請時に決定していることが必要です。

#### ⑥ その他の満たすべき基準

##### ● 転用要領

- 才 その他の満たすべき基準
- (7) 保安林の転用に当たっては、当該保安林の指定の目的の達成に支障のないよう代替施設（規則第48条第2項第2号に掲げる施設をいう。）の設置等の措置が講じられたか、又は確実に講じられることについて、(3)の規定による都道府県知事の確認があること。
- (f) (7)の代替施設の設置等については、当該施設の設置に係る転用が開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて（平成14年3月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官依命通知。）別記の開発行為の許可基準の適用について（以下「開発許可運用基準」という。）の第2から第5まで及び開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日付け14林整治第25号林野庁長官通知。以下「運用細則」という。）に示す基準に適合するものであること。
- (g) (f)のほか、事業等に係る転用に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺の環境保全等については、当該事業等に係る転用が、開発許可運用基準及び運用細則に示す基準に適合するものであること。  
ただし、転用に係る保安林の面積が5ヘクタール以上である場合又は事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域（以下「事業区域」という。）内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合（転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）には、運用細則の第2の1及び同細則の表4に代えて別表1に示す基準に適合するものであること。
- (I) 転用に係る保安林の面積が(f)のただし書に相当する場合であって、水資源の健全養成又は生活環境の保全形成等の機能を確保するため代替保安林の指定を必要とするものにあつては、原則として、当該転用に係る面積以上の森林が確保されるものであること。

運用細則表4（抜粋）

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
工場、事業場の設置	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

（留意事項）

- A) 転用のための保安林の指定解除に当たっては、調整池や排水施設等の森林の転用により増加する雨水の流出を安全に下流に流すための施設や、森林の崩壊や土砂の流出を防ぐ施設等、解除に伴て損なわれる保安林の機能を代替する施設の設置が必要となります。これらの施設等の詳細な基準については、適用細則等に定められています。
- B) 事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地は、転用に係る保安林の周辺地域において環境を悪化させることがないよう配置するものであり、その取扱いは次のとおりです。
- 転用に係る事業目的や転用面積等に応じて、事業区域内に一定割合の森林を配置することとします。この場合、転用区域の周辺に現況のまま森林を残すこと（残置森林）を原則とし、転用に伴う周辺の土地利用からやむを得ない場合に限り、植栽により造成する森林（造成森林）によることがができるなどとします。
  - 残置森林のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合を残置森林率、残置森林及び造成森林（以下「残置森林等」といいます。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する「残置森林率」といいます。）の面積に対する割合を「おおむね〇パーセント以上」として示しています。
- これは、残置森林等を「〇パーセント以上」確保することを原則としつつ、周辺の土地利用や森林所有者の状況からみて森林の確保が困難な場合、その割合については、「おおむね〇パーセント以上」として示しています。
- 残置森林等を周辺部に配置する際の幅についても「おおむね〇メートル以上」としており、同様の考え方としています。
  - 残置森林等は、事業者が権原を有していることを原則とし、権原を取得していない場合は、森林の維持管理について所有者と協定を締結するなどにより保全を行うこととします。また、当該森林が普通林の場合は、保安林に指定することが望されます。
  - C) 海岸沿いの保安林を転用する場合は、指定の目的に応じて飛砂や高潮等による被害を防止するための代替施設の整備が必要となります。
  - D) 水源かん養保安林の指定解除面積が一定の要件を超える場合には、転用する面積以上の保安林を別に確保（代替保安林）することとします。これは、保安林の機能には不確実性があり、調整池等の代替施設のみではカバーできない可能性があることを踏まえたものです。
  - E) 代替施設の技術基準については、「開発行為の許可制に関する事務の取扱

転解要領別表1（抜粋）

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
工場、事業場の設置	森林率はおおむね35パーセント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

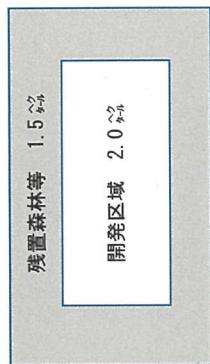
いについて」(平成14年3月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官依命通知)の別記の「開発行為の許可基準の運用について」の第2から第5まで及び運用細則を満たすものとします。

### 3 その他

- ◆ 風力発電における残置森林等の取扱い
  - 発電施設の開発行為の目的は「工場、事業場の設置」に該当し、森林率を「おおむね25パーセント以上」又は「おおむね35パーセント以上」とすることとしています。
  - その上で、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、周辺部に幅「おおむね30メートル以上」又は「おおむね50メートル以上」の残置森林等を配置する必要があります(以下の森林率の計算例を参照)。また、事業区域内に複数の風車敷地等を造成する場合(ただし、1箇所の開発面積は20ヘクタール以下とする)は、その間に幅「おおむね30メートル以上」又は「おおむね50メートル以上」の残置森林等の配置も必要です。
  - なお、20ヘクタール未満の場合にあっても、極力周辺部に森林を配置することとしています。
  - 残置森林等については、自ら所有権等の権原を有する以外に、森林所有者と維持管理についての協定を結ぶなどにより、必要な面積や幅を確保することができます。

#### 【森林率の計算例】

- 事業区域 3.5ヘクタール  
うち開発区域 2.0ヘクタール  
残置森林等 1.5ヘクタール
- 森林率 42パーセント  
 $(1.5 \div 3.5) \times 100 = 0.42$



# 太陽光発電の事業計画モデルの試算と税率の検討①

## 1 前提条件

※前提条件（設備利用率、開発費等）は、調達価格等算定委員会「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」より引用（2023年度想定値）

収入側	
発電出力	0.4 MW
設備利用率	17.7 %
売電単価	9.5 円
年間発電量	620 MWh

※想定事業の規模が約0.4MW以上のため0.4MWで試算

費用側	
減価償却	4.7 百万円
運転維持費	0.5 万円/kW
※運転維持費：土地賃借料、修繕費、保守点検費、保険料 法人事業税、固定資産税等	
合計	47.5 百万円

※土地造成費と接続費は、立地場所により変動

## 2 税率検討（事業期間25年、FIT買取価格20年）

(千円)	初年度	25年間
売電収入	5,892	138,513

(千円)	年平均
営業利益	1,509

※課税前

【0.4MW:出力割】合計出力 kW × 税率

税率 (円/kW)	税額① (初年度)	営業利益 (前)	税率 (課税 に占める割 合)	税額② (25年計)
1510	604		40%	15,100
1130	452		30%	11,300

## 太陽光発電の事業計画モデルの試算（営業利益の30%相当）②

\*前提条件（設備利用率、開発費等）は、「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」より引用（2023年度想定値）

費用項目	投入額	開発費	単価
減価償却	0.4 MW	47 百万円	0.4百万円/kW
運転料持費	17.7 %	0.5 百万円/kW	1.35百万円/kW
維持修理料	9.5 円		46.8 百万円
充電電気料	620 MW/h		11.7百万円/kW
※運転料持費：土壟借料、修繕費、保守点検費、 保険料、法人登録料、固定資産税等 ※想定外の損傷が約0.4MW以上の場合0.4MWまで算		合計	47.5 百万円

※土地造成費と接続費は、立地場所により変動

事業計画（事業期間25年 EIT買取価格20年）

[参考]

調達期間終了後は9.4円/kWhで算定される。

## 太陽光発電の事業計画モデルの試算（営業利益の40%相当）③

### 1 前提条件

※前提条件（設備利用料、開発費等）は、調達価格等算定委員会「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」より引用（2023年度想定）。

収入額	費用額	単価
発電出力 0.4 MW	47 百万円	17年の定期法
設備利用料 11.7 %	0.5 万円/kW	土地造成費 1.35万円/kW
売電単価 9.5 円	46.8 百万円	接続費 0.5 百万円
年間発電量 620 MW/h	5,699	システム費用 11.7万円/kW
※特定事業の規模が約0.4MW以上たため0.4MWで試算	合計 47.5 百万円	合計 138,513

※土地造成費と接続費は、立地場所により変動

### 2 事業計画（事業期間25年、FIT賃取価格20年）

【0.4MWの場合：出力割引課税標準を発電出力とした場合（税率：モデル上の平均営業利益（課税前）の40%程度を平安に設定）】

(千円)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	合計	
売電収入	5,892	5,863	5,833	5,804	5,775	5,746	5,717	5,689	5,660	5,632	5,604	5,576	5,548	5,520	5,493	5,465	5,438	5,411	5,384	5,357	5,324	5,297	5,221	5,195	5,169	138,513	
※劣化率1.5%/年と想定（令和4年11月 第7回定期会議資料p19上り）																											
減価償却	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	46,800		
運転維持費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	50,000		
房総費用																											
原工事新設（出力割引）	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604		
※1kW当たりの単価（円/kW）	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310	1310		
営業利益	535	506	476	447	418	389	360	332	303	275	247	219	191	163	136	108	81	2,807	2,780	2,753	2,670	2,643	2,617	2,591	-1,435	22,613	

### 【参考】

※収入：固定価格賃取期間20年、調達期間終了後は4円/kWhで算定

※費用：最終年度に既発費用を、単価：10千円/kWで算定（令和2年11月 第54回調達価格等算定委員会資料1.p17より）

# 風力発電の事業計画モデルの試算と税率の検討①

## 1 前提条件

※前提条件（設備利用率、開発費等）は、調達価格等算定委員会「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」より引用（2023年度想定値）

収入側	費用側		
発電出力	25 MW	5,550 百万円	17年の定額法
設備利用率	28.0 %	0.93 万円/kW	
売電単価	15 円		※運転維持費：土地賃借料、修繕費、保守点検費、保険料
年間発電量	61,320 MW h		法人事業税、固定資産税等

※アセス手続中の事業が25MW～300MWのため最小規模で試算

## 2 税率検討（事業期間20年、FIT買取価格20年）

(千円)	初年度	20年間	(千円)	年平均
売電収入	919,800	17,547,856	営業利益	350,205

### 【25MW・出力割】合計出力kW×税率

税率 (円/kW)	税額① (初年度) 税前)	営業利益 に占める割合	税額② (20年計)
5,600	140,000	40%	2,800,000
4,200	105,000	30%	2,100,000

### 開発費

	土地造成費	1,075 百万円	4.3万円/kW
接続費	250 百万円	1.0万円/kW	
システム費用	5,550 百万円	((27.5-4.3-1.0)万円/kW)	
合計	6,875 百万円	27.5万円/kW	

※土地造成費と接続費は、立地場所により変動

## 風力発電の事業計画モデルの試算（営業利益の30%相当）②

1 前提条件　※前提条件（設備利用料、開発費用等）は、調達価格等算定委員会「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」より引用（2023年度想定値）

費用別		開発費									
発電機料		5,550 百万円									
17年の定期法		4.3百万円/kW									
運転維持費		1.0百万円/kW									
※運転維持費：土地賃借料、修繕費、保守点検費、保険料		5,550 百万円									
法人事業税、固定資産税等		(21.5-4.3-1.0)百万円/kW									
生産実容量		6,320 MW/h									
※アセス手続中の事業が25MW～300MWのため最小規模で計算		27.5百万円/kW									

2 事業計画（事業期間20年、FIT賃取価格20年）

【25MWの場合：出力割】 謹税標準を発電出力とした場合（税率：モデル上の平均営業利益（課税前）の30%程度を目標に設定）

費用別		開発費									
発電機料		5,550 百万円									
17年の定期法		4.3百万円/kW									
運転維持費		1.0百万円/kW									
※運転維持費：土地賃借料、修繕費、保守点検費、保険料		5,550 百万円									
合計		6,875 百万円									
※土地造成費と接続費は、立地場所により変動											

【参考】

開発費用：最終年度に係る費用を、開発費用（資本費）の5%で算定（資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」2022年4月改訂 p20より）

土地造成費：基礎造成費3.3万円/kW（2020～2021）で算定（自然エネルギー財團「日本の陸上風力発電の技術動向とコストに関する分析」（2022年5月）p14より）

## 風力発電の事業計画モデルの試算（営業利益の40%相当）③

### 1 前提条件

※前提条件（設備利用率、開発費用、開発条件等算定期会「令和4年度以降の開発価格等に関する意見」より引用（2023年度既定値））

費用別		開発費									
発電出力		5,550 百万円									
設備利用率		17年の定期法									
発電出力		0.93 万円/kW									
運転維持費		基礎造成費：土地賃借料、修繕費、保守点検費、保険料									
運転維持費		（2.5-4.3-1.0）万円/kW									
年間販売量		6,1320 MW·h									
年間販売量		27.5万円/kW									
※土地区画費と運送費は、立地場所により変動											

### 2 事業計画（事業期間20年、FIT賃取価格20年）

#### 【25MWの場合は、出力割引】課税標準を発電出力とした場合（税率：モデル上の平均営業利益率（課税前）の40%程度を目標に設定）

(千円)		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	合計
売電収入	919,300	915,201	910,625	906,072	901,542	897,034	892,549	888,086	883,645	879,227	874,831	870,457	866,105	861,74	857,465	853,178	848,912	844,657	840,444	836,242	17,547,856	
※劣化率5%/年（太陽光発電と同様と仮定）																						
減価償却	326,471	326,471	326,471	326,471	326,471	326,471	326,471	326,471	326,471	326,471	326,471	326,471	326,471	326,471	326,471	326,471	326,471	326,471	326,471	5,550,000		
運送維持費	232,500	232,500	232,500	232,500	232,500	232,500	232,500	232,500	232,500	232,500	232,500	232,500	232,500	232,500	232,500	232,500	232,500	232,500	232,500	4,650,000		
施設費用	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	2,880,000		
導入料新規（出力割引）	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600		
開発費用	220,329	216,230	211,654	207,101	202,571	198,063	193,578	189,115	184,675	180,257	175,861	171,486	167,134	162,804	158,495	154,207	149,941	147,167	147,167	4,204,106		
営業利益																					4,204,106	

#### 【参考】

開発費用：最終年度に施設費用を、開発費用（資本費）の5%で算定（資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」2022年4月改訂 p20より）

基礎造成費：基礎造成費：3万円/kW (2020～2021) で算定（自然エネルギー財團「日本の陸上風力発電の技術動向とコストに関する分析」(2022年9月) p14より）